

## 第32回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

- 1．日時：平成28年4月22日（金）10:00～10:41
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
- 3．出席者：
  - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、岡素之（議長）、翁百合、佐久間総一郎、松村敏弘
  - （政府）松永内閣審議官
  - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、渡邊参事官、永山企画官
  - （経済産業省）経済産業政策局産業組織課 川村課長
- 4．議題：
  - （開会）  
経済産業省からのヒアリング  
「地域におけるサービス事業主体について」
  - （閉会）
- 5．議事概要：

渡邊参事官 それでは、規制改革会議第32回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、所用によりまして、長谷川委員は御欠席でございます。岡議長に本日御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は安念座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

御紹介のように、今日は議長に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は「地域におけるサービス事業主体」を議題として、経済産業省さんからヒアリングを行います。

前期、昨年6月の答申中に、「道路の利活用促進」という項目ではあったのですが、まちの賑わい創出につながるサービスを行う主体についての検討・整理が必要として、いわゆるエリアマネジメントに関する問題意識を示しておりました。実施計画そのものには盛り

込まれておりませんが、当ワーキングを含めて、そうした実施主体がどうあるべきかという議論がいろいろなところでなされているところでございます。これに関連するものとして、私が座長を務めていたのですけれども、経済産業省の研究会で地域を支えるサービス事業主体のあり方について検討を行ってきたことから、今日はその検討状況について御説明を伺いたいと存じます。

私が座長だったので、本当は私が説明しなければいけないのでしょうかけれども、私では頼りないのでちゃんとした人に説明していただくということで、川村産業組織課長にお出ましをいただきました。どうぞよろしく願いいたします。

渡邊参事官 まず、事務局から資料1について簡単に御説明いたします。

今、座長からお話がありましたとおり、昨年6月の規制改革会議の第3次答申の「道路の利活用促進」という項目でございますけれども、答申、それから、実施計画に盛り込まれた内容といたしましては、道路について道路占用許可基準の関係で制度の手続の流れですとか、地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知するという事で対応したわけでございますけれども、下線を引いている部分、まちの賑わい創出につながる道路の管理・運用を行う主体について、都市再生推進法人などの既存の枠組みや海外のBID制度等について検討して整理することが必要なのではないかという指摘を盛り込んでおったところでございます。

このBID制度の関係では、下の 印にございますけれども、定義といたしまして、地域が主体となって行政が通常行う範囲を超えるサービスを提供するための組織化と財源調達について定めた制度ということで、例えば米国では、道路に限らず公園等のオープンスペースでありますとか、治安、マーケティングの関係でも活用をされている制度でございます。この項目は道路ということでありましたが、経済産業省さんの方でこれにつながるお話として実施主体の関係の御検討をされているということで御説明をお願いした次第でございます。

以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。

では、川村課長からお願いをいたします。

経済産業省（川村課長） 経済産業省の川村と申します。今日はこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

そうしましたら、資料2に基づきまして、御説明をさせていただければと思います。

資料2「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会報告書について」という横のパワーポイントの資料でございます。

1ページおめくりいただきまして、少子高齢化や過疎化などの社会情勢の変化に伴いまして、また、財政制約ということもあり、地域における交通事業ですとか小売業、ガソリンスタンド、そういった生活必需品のようなものの入手が困難になるというような状況が発生をしております。地域における必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれ

というものが高まってきているということでございます。

このような状況を受けまして、研究会としまして、先ほど御紹介がございましたけれども、安念先生に座長を務めていただきまして、会社法の先生ですとか、まさにそういう事業を行っている経営者の方ですとか、あとは弁護士の先生などに御参加をいただきまして、国内外の事例や海外の制度を踏まえまして、こういったサービスの事業主体とか課題に取り組む事業主体のあり方、法人制度のあり方、そういったところについて御議論をいただきました。

次のページから中身の説明に入らせていただきますが、この研究会におきましてはいろいろな分野がございますので、座標軸を2つ設けまして整理をしながら議論をしていただきました。縦軸に、社会性を重視するのか、それとも経済性と両立をしながら事業を行うようなものなのかというのが縦軸でございます。

横軸が地域に特化したようなビジネスを置くのか、それともより社会的課題解決ということで、複数の地域でも展開するようなものを念頭に置いているのかというのが横軸でございます。こちらの研究会では、上の領域、  
、  
 というような経済的利益と社会性の双方を追求するような事業主体を中心に御議論をいただきました。ただし、下のところの領域でもスケールアップを図ったり、もしくは社会性のないところが事業実施部門として切り出して上の形でやるようなものも想定されておりますので、そういったものも念頭に置きながら御議論をいただきました。

1ページをおめくりください。3ページ目でございます。各類型におけるニーズ・課題というものを整理させていただいております。

左上、類型 という経済性と両立をしながら地域に特化したようなものというものの特徴などがございますが、住民からの出資による資金調達や事業参画を行っているようなものがございます。これは中山間地のような事例でガソリンスタンドが農協ですら撤退をしてしまったというようなところで、住民が参加をして株式会社を作るよりガソリンスタンドを維持するというようなケースがございます。こういったところが、今、申し上げましたように株式会社の形態というものが多々ございますが、合同会社、1人1票の議決権というような制度でとられている事例というのもございます。

課題というところでは、なかなかそうやって皆さんで立ち上げる場合は株式会社でもやっているといいですか、スムーズに行くのですが、新たに参入しようとするすと、株式会社ですとやはり営利目的の企業ではないかということで、信頼を得るなど、そういったところで負担が大きいというような御指摘もございます。

また、第三セクターという形で地方自治体が出資をした株式会社という形態もございますが、その場合、民間企業の特徴であります、迅速かつ柔軟な意思決定というところのスピード感が落ちるとというような御指摘もございます。

右側の地域に特化しない社会的課題を解決するようなものでございますが、その場合、こちらですと、やはり組織運営とか意思決定のスピードを重視されるケースがございませ

て、資金調達の出融資というようなものが多い。こちらは株式会社形態が多い。ここも同じような課題でございまして、株式会社形態の場合は、それが本当に社会的事業としてやっているのか、それは営利目的ではないか。経営者個人のためにやっているのではないかというようなところがあって理解が得られにくいところがございます、そこをいろいろと工夫されてやられているところがございます。

下の類型ということで類型 という左下のところですが、これは地域に特化して、採算性が余りないようなものというところがございますが、ここは住民自身が参加するような組織形態ですとか、地域代表性への志向というものがございまして。大半にこれは認可地縁団体というような形でやっておられるところもございまして、事業自身は任意組織が多いという特徴がございます。こういうところでは任意組織ですので、事業を行おうとしますと、代表者個人の負担が大きい。いわゆる個人事業主と変わらない状態になりますので、銀行からの借入を代表者個人名義で行われているというような例が多々ございます。

その下の右側の類型 という社会的課題で採算性が悪いというところは、寄附や公的な支援による資金調達というものが多々ございます。そういった特徴でございまして、NPO法人の形態を捉えている事例が多々ございます。こういうところの課題として言われておりますのが、企業家精神というのか、事業家精神といえますのか、寄附金や公的資金を受けると、それを消化するようなマインドで事業を行われてしまいますので、自立的に事業を継続していくようなところの特に単年度主義のようなところもあるのかもしれませんが、継続性についての懸念というものがあるところでございます。

また、NPO法人、これは所管所轄庁によって対応が異なる部分があるようでございまして、特に認定、認証というような形をとろうとすると非常に時間がかかってスピードアップ、つまり、立ち上げてから事業を開始するまでお金が寝てしまうというようなところを問題点として指摘をされるというような方もございました。

こうしたことを踏まえまして、御議論いただいて、どういう制度形態が好ましいのかというのが4ページ目でございます。こちらの制度設計ですと、やはり事業家精神を發揮していただくような設計であり、経済性と両立するという観点で注目しておりますので、そういう事業を行う活動主体として、やはり使い慣れたといえますか、磨き込まれた制度であります株式会社の特徴を取り入れた設計とすべきではないかという御指摘をいただいております。

そうした中で、もう一つ問題になりますのが、社会的な事業を継続してできるかどうか。また、そういう資金を呼び込みやすくするために予見可能性を高めると申しますが、分かりやすい仕組みにするために、社会的利益追求の担保の仕組みが必要ではないかというような御議論がございました。

また、営利性ではないというところで、必要に応じて残余財産の分配の制限とか、配当の制限を検討してはどうかというところがございます。また、諸外国におきまして、後で御説明させていただきますが、米国ではBenefit Corporationですとか、英国ですと

Community Interest Companyと言われるような制度がございまして、そういう制度が参考になるのではないかと考えております。

制度設計の案というところの下の枠囲いになりますが、骨格としましては、株式会社の特徴。合同会社の特徴も選択可能な形で取り込んではどうか。そこは意思決定のあり方に連動しておりまして、出資額に応じた議決権による意思決定を原則としながら、1人1票の議決権というものを選択できるような形にしてはどうかと考えております。

また、事業の社会性を継続的に担保するモニタリングをするような仕組みがあってはどうか。また、資金調達というところで、出資者ですとか地域住民がこういった取組をモニターできるような仕組みがあってもいいのではないかと。また、剰余金のところ、つまり、経営者が懐に入れていないということを明確にするというような観点で、必要に応じて構成員の剰余分配の制限ですとかを検討してはどうかと考えております。

ただ、出資ということを考えますと、非営利法人のように全面的に利益配当とか剰余財産の分配の制限をするということは想定しないほうがいいのではないかとというような指摘でございました。

加えまして、こういった法人の枠組みだけではなく、そこをうまく機能させるための仕組みといたしまして、KPIでそういうモニターがしやすいようなものをぜひ設けていくべきではないか。もしくは、インセンティブ措置ということも含めて、社会全体、資金面、あと人材面、そういったものがこういった事業に流れてくるような体系を考えることが大事ではないかというような御指摘をいただいております。その点につきましては、本研究会では、むしろ法人のあり方というか、そういう制度のところを中心に議論しておいたものですから、そういった全体の仕組みというところはまだ議論が深まっていないところ。また、具体的にどのようにモニタリングをしていくのか、行政が関与するのかということにつきましては、さらなる検討が必要ということでおまとめいただいております。

行政の関与のあり方についてはいろいろな議論がございまして、やはり行政庁によりましては箸の上げ下げまで法人に指摘をするようなものもあり、一方で、行政が関与することによって、分かりやすさ、信頼性も出るということのせめぎ合いがあって、そこはどのようなインセンティブ措置といえますか、利点があるかによって、バランスによって決められていくのではないかとというような御議論もございました。

最後に2つ、5ページ目が海外の社会的法制度というところで、英国のCommunity Interest Companyというのは、行政庁が関与をしている非常にライトタッチな規制ではございますけれども、設立時にCommunity Interest Companyはレギュレーターというところがチェックをするというものをやっております。配当制限とか剰余分配の制限が存在して、このコミュニティーへの利益還元などについて事業報告書の作成が求められているような制度でございます。

一方、アメリカのBenefit Corporationというものにつきましては、民間団体の認証組織としてB-corpというものがまず存在をして、その後、州別にB-Corporationという制度がで

き上がったという流れでございまして、ブランドイメージとか、そういったものを得るための仕組みとしてスタートしております。

定款上、公共的利益の明記が必要になっておりまして、こちらは少し社外取締役のような社会的利益を代表する取締役が中に入りまして、そちらが企業経営をモニタリングするというような枠組みになっておりまして、行政庁の関与がより少ないという制度設計になっております。こういうような制度設計が日本においても参考になるのではないかという紹介でございます。

最後に、こういった取組でございますが、まち・ひと・しごと創生本部の総合戦略の中にも位置付けられておりまして、1つ、2015年度中に検討を行って結論をまとめて、その後、制度検討するようという指摘をいただいているものでございます。

7ページ目が工程表の中で2015年度までに事業主体のあり方について結論を得るということで御紹介させていただきました、研究会で検討して一定の結論を出させていいただいて、今後、5年間の間に制度整備を検討実施するようという位置付けをいただいております。

私からの御説明は以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入りたいと思いますが、どなたからでも結構でございます。

どうぞ。

滝座長代理 商店街の道路などもその範疇に入っているのでしょうか。商店街が道路に面していますね。あの道路の利用などでも町おこしの中に入るのですか。

商店街の道路というのは地元の警察の圏域に入っているのですけれども、前向きに町おこししようとしたときには、それより上位の立場で進められるのかなという。事例が多く、関東地区に3,000以上の商店街があって、その道路に面しているところの活用というのは町おこしの事業のスピードに結構影響するものと思っています。質問みたいな話ですが。

経済産業省（川村課長） 恐らく今お話しいただいたのは、いろいろな規制といたしますが、まさにそういう個別の中でどうやっていかれるかということだとは思いますが、この研究会で議論させていただいたのは、そういうときに事業を行う器でどうあるべきか。どういうものが使い勝手がよくて、また周りに信頼してもらえるのかというものでございますので、こういう器を使いながらそういった個別の規制をどう適用するかというのは今後の検討課題なのかなというところで、そこまで立ち入った議論はできておりません。

安念座長 私の個人的な見解ですけれども、今おっしゃったような事例は、純然たる山間地でもなく、本当の大都市の都心でもない。つまり、おびただしくある商店街、町なかの再活性化を担うことも当然含まれていると思います。

もう役所だけではどっちみちできない。といって、純然たる私企業でもできない。その両方の機能を少しずつ併せ持ったような法人を作って、役所と話し合うところは話し合う、住民を束ねるところは束ねるという役割を期待することになると思います。

滝座長代理 オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都の問題とも言える要素もありますけれども、高齢化する社会の中でプライオリティーは高いですね。産業性もありますけれども、公が連携すると早いですし、リハビリも含めた高齢化社会のコミュニティーに化けるポテンシャルはとても大きいと思っています。

安念座長 ありがとうございます。そう思います。

翁委員、どうぞ。

翁委員 御説明ありがとうございました。

この4ページの制度設計案は、基本的に株式会社の特徴を入れてやっていき、これを工夫していくという考え方に立っているということに共感をいたします。

社会的利益追求の担保というところで、社会性を継続的に担保する仕組みが必要と書いてありますが、これはここに書いてある出資者とか、つまり、地域住民とかが実施状況をモニタリングできる仕組みとか、KPIとか、こういったここに書いてあることが全てなのでしょう。そのほかに事業の社会性を継続的に担保する仕組みということで、何かいろいろ議論はされておられたのでしょうか。

経済産業省（川村課長） 報告書資料の参考というところの10ページ目あたりから、社会的事業の実施についての担保という議論の中身がございまして。そもそもの背景は、経営者が変わったりすると事業が変わるのではないかとということへの懸念でございまして。研究会の中で議論でありましたのが、例えば犬や猫を保護してかわいがる、面倒を見るという目的でお金を集めて事業をやっている会社が、急に経営方針が変わり、犬猫を実験に使うというような形に変わった場合、その出資者はそれを裏切られたと思うというような話がございまして、そこを一々出資者が株主総会と申しますか、そういう手続でちゃんとモニターできるのかどうかというようなところで議論がございまして、そういったところについて、例えば工夫をすれば定款ですとか個別契約の中で工夫ができる余地はあるのですけれども、なかなかそういった手続は一般的ではないということで、そこをより分かりやすく簡易にすべきではないかというのが議論の出発点でございました。

その取組としまして、行政が関与をしてチェックするようなやり方ですとか、社外取締役的な公益取締役というような形でモニターをするのか、それとも、それを事業別の報告書というような形でモニタリングをするのかというようなところがトピックと申しますか、そういう形で意思決定の枠組みとモニタリングの枠組みと、そういうものを工夫しながら何か形ができる担保を最終的にできるのではないかとというような御議論をいただいております。

翁委員 どちらかという、株式会社の特性を生かしていこうと思えば、社外取締役みたいな人を入れるのが1つの案ですね。行政の関与というのものもあるかもしれませんが、かなり目的がいろいろまちまちなので、どこまで行政が全てのことに関与できるかというのは分かりませんしね。

分かりました。どうもありがとうございます。

安念座長 そこは相当熱く議論したのです。仮に株式会社のままやるとすると、定款で一応はたががはまるのだけれども、最高裁の判例がまさにそうだけれども、定款というのは一応書いただけのもので、定款の目的に書いてあることを必ずやらなければいけないわけではないし、また、定款の目的に書いていないことだって、ほぼ幾らやってもいいというようになっているわけです。ですから、定款だけで縛るのはなかなか難しかろう。この世界ではミッションドリフトと言うのですが、その法人のミッションがふらふらさまようということは世界的にもよく起きることらしくて、そこにどのようにたがをはめていくかというのは相当議論しました。もちろん、これが決定打だというのはないのですけれども、今、翁先生がおっしゃったように、ミッションドリフトが起きないように、法人の中に社外取締役のような監視役を置いておくというのは有力な方法として提案されました。

どうしても人情だから、今やっている仕事は結構つらい、もう少しもうかるような仕事があるとなったら、そちらの方にふらふらと行ってしまうのはある意味で当然なので、それを全否定することもできないが、幾ら許してもいいというわけにもいかないというバランスのとり方はなかなか難しいねという議論をしておりました。

翁委員 ありがとうございます。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 この議論、私は余り不案内なのですがけれども、合同会社をメインに持ってこなかった理由の一番の理由というのは何でしょうか。ぱっと見ると、これは合同会社かというようにも思えるのですが、それをあえて株式会社がメインで、場合によっては合同会社ということになった点を教えていただければと思います。

経済産業省（川村課長） 出資額に応じた意思決定のメカニズムと、それと多くの出資者、業務執行に携わらない出資者をいかに呼び込んでくるのかといったところを考えますと、株式会社の制度がやはり優れている部分がございます。民主的と申しますか、1人1票になった瞬間にどこまで意思決定がしやすくなるのかということとの兼ね合いで、大きくお金を集めながらマネージしていくには、株式会社の方がより向いているのだろう。そこが地域の中山間地で小さく事業をみんなで決めてやっていくような形ですと、合同会社の特徴もより活かしやすく、逆に地域に行きますと、おっしゃるように1人1票の方がなじみやすいというところがありまして、そういう形の若干種々と申しますか、より株式、それともう一つはどうしても合同会社に対するなじみがないというところもございまして、おっしゃるように合同会社でやればいいではないかということもそういう制度への認知不足ということも一部あったかというように考えております。

安念座長 どう思われますか。

佐久間委員 私、何を狙うのかですけれども、多分合同会社の中に株式会社との組合せで、A会員、B会員みたいな構成にするのがあるのかなと思っただけでございますので。

安念座長 確かに、法人格の新しいものを作っただけではしょうがないので、そこにいろいろな人がお金とか知恵とか労力とかで集まってくるエコシステムをつくらなければい



けない。1つのエコシステムの創出のあり方として、例えばそれこそ新日鉄住金さんのような大企業もコミットしていただけるものであればいただきたい。そういう場合には、大企業がずっとなじんでおられて、社内的、社外的にもいろいろ説明のつく仕組み、つまりは、出資に応じた責任というか権限をもつようにする。そのほうがコミットしていただきやすいのではないかなという考えは私にはもちろんあったし、ほかの委員の皆さんにもあったような気がするのですが、甘過ぎますか。

佐久間委員 何を実態として想定するかでそこは変わってくるので、今、言ったような相当大規模なものになれば、やはり株式会社というのは非常によく分かります。ありがとうございました。

安念座長 どうぞ。

岡議長 ありがとうございます。

経済性と社会性を同時に求めていくということについてですが、まず、経済性がなければ事業の持続性もないので途絶えてしまう。産業競争力会議のPPPの議論では、いつも「事業性がなければ民間は手を挙げないよ」と申し上げているのですが、事業性があるというのが大前提ですね。さらに社会性を求めて、配当の制限とか、剰余金配分を制限するとかによって社会性を浮上させているのだけれども、これだけだと余手が挙がらないのではないかという気がいたします。たとえば、事業そのものに社会性を有する団体、組織なのだから、例えば税制で優遇するようなことも合わせ技で持っていくことを考えてはどうか。その代り、こういう形で縛りますよとか、あるいは社外取締役的な存在を入れてチェックするよとか、地域性の高い事業は、住民の評価制度みたいなものを入れたらどうか。

一番のポイントは、社会性がそれだけ高いのだったら、優遇制度的なものを考えてみてもいいのではないかと。そのかわり、縛りもありますよというような、プラスとマイナス両方必要なのかなという気がするのです。手を挙げさせるためには、社会性の高い事業をやることによる精神的なメリットはもちろんあるのだけれども、より多くの人に参加するような経済的なメリットも考えたらどうかなと思いました。

滝座長代理 議長がいみじくもおっしゃったのと同じようなことですがけれども、もう35年ぐらい前ですが、私が駅を徹底的に活性化したいというお話を大来佐武郎さんにしたときのことです。

安念座長 鉄道の駅ですか。

滝座長代理 日本は徹底的に鉄道の駅を中心に町を展開すべきだと。その話をしたとき大来さんは、そんなに難しくない、税制だと。1%、最大2%優遇したらどんどん参入してくるのではないかという。税制の優遇と今言ったような評価との関係で、超スピードで再開発の可能性のある地域には金が入ってくるのではないかと当時言われたのですが、今、議長がおっしゃったことに非常にぴんと来るところがある。意外に公平ですよ。商店街の活性化を考えると、いろいろな優良企業がどんどん参加してくるときに公共性の評

価と税制の問題は結構大切だと思う。役所が参入しても社外取締役という2年ごとにかわる人は意見を言えないのではないかと思うのです。

安念座長 インセンティブの点はどうですか。

経済産業省（川村課長） まさに税が企業行動を変えるというのは我々認識しておりますし、まさにそういう意味でインセンティブとセットで制度を考えていかないといけないというように考えております。おっしゃるように税だけではなくて金融面のインセンティブもあり得るかもしれませんし、広くそこは一体何が効くのか。また、ちゃんとしたニーズがあって機能するのかどうかをよく検討した上で、本当にそういう制度が必要なのかというのを整理していかないといけないのだろうと考えております。

御指摘のとおり、インセンティブがなかったら使われたいではないかというようなのは我々も問題意識として持っております、ブランディングだけでもいいという声も一部にはあるのですけれども、むしろそういうインセンティブと合わせて財産の分配の制限とか、そことのバランスで制度設計で何を考えていくのかということを検討すべきというような御議論をいただいたと思っております。

一方で、その中で1点、恐らく御紹介したほうがいいだろうと思う御議論は、税金ぐらい払うほうがいいという御議論は一部の委員の方にございまして、法人税をちゃんと払うような事業、それぐらいは稼いでいくような事業にすべきというような御議論をされる人もいらっしゃいました。

安念座長 松村先生、どうぞ。

松村委員 多くの企業が社会的貢献とかを挙げているわけで、そういう社会的貢献をする普通の株式会社と社会福祉法人のようなところの中間、やや普通の企業寄りみたいなことを念頭に置いておられるのではないかと。ブランディングとかということで、株式会社だと信用されない可能性があるのだけれども、そこのお墨付きを与えることを考えているのではないかと。もう少し踏み込んで税金とかまで考えるのなら、社会福祉法人のようなものになりかなり近いものになる。

経産省の管轄ではないのですが、できればこの改革が社会福祉法人の改革にもつながってくるといい。税制の恩典まで考えるなら、少なくともこの程度の制限では全く不十分だと思います。例えば配当はしないのだけれども、役員に多額の報酬を払って実質的に利益を外部に払い出してしまうというようなこともありえる。アメリカなどのそういう税制の優遇を受けるところは厳しい規制が入っているはずで、それに比べて日本は余りにも緩過ぎる。そうすると、こういうような類型のもとでそういう恩典も受けていないのにこういう制約がある、そのバランスで社会福祉法人の規制は本当にこれでいいのかとかという議論まで行くと、大きな改革になる。今回の試みはぜひ成功してほしいのですけれども、本当にそこまでつなげられれば、社会的意義は遥かに大きくなると思います。

安念座長 結構社福との関係は議論しましたね。実際に事業者の方々も社福も使う、株式会社も使う、NPOも使うので、積極果敢にやってらっしゃる方は自分のビジネスモデルに

合った法人の形態をもう自分で選んでしまうという発想で仕事をしておられるというように私は思ったのですが、そうではありませんか。

経済産業省（川村課長） 安念先生のおっしゃるとおりの御議論でございまして、現行制度の中でやはり皆さん事業をされるものですから、その中で事業の目的なり特質に応じてそれを活用されるという形で事業をされておられるというお話がございました。まさにいろいろな法人がより非営利性なり税制の優遇を受けられるものであることの見返りとして、非営利性を要求されるなど、規制の中身が厳しくなりました。物によっては本当に箸の上げ下げまで行政に口を出されるということについて、そこはもっと自由に事業をしたいという声はございました。

先ほど残余財産の制限ではなくて、経営者のお給料で払ってしまうというお話がございましたが、英国のCICですと、規制当局が経営者の給与水準もチェックをしているし、確かそれが公開をされている。そこで多額の収入を得ていないことをモニタリングできる仕組みになっていて、そこで社会性の確認をしているということがCICの制度の中ではあるようでございます。我が国ではなかなか中小企業の経営者の給料を全部オープンにするというのは多分難しいところがあるかとは思いますが、そういったところが1つ海外ではそういう事例があるということの御紹介でございます。

安念座長 ありがとうございます。

では、次長、どうぞ。

刀禰次長 事務局から1点教えていただきたいのですけれども、まち・ひと・しごと総合戦略の中では2016年度以降、2019年度までに必要な制度整備等を実施するというような表現になっているわけですが、これから3年余りの間にどのように進めていこうというイメージを今お持ちなのかということと、あと、もともとこの検討を関係省庁も参画されていたようですが、そういった今後の推進に当たって省庁の分担等についてどのように考えておられるかということをお分かりの範囲で教えていただければと思います。

安念座長 どうぞ。

経済産業省（川村課長） 御指摘ありがとうございます。

まず昨年度といたしますか、2015年度にこういう法人の器のあり方について論点整理をさせていただいて、今年度、今、インセンティブ措置とかエコシステム、金とか人の流れをどうやったらここに回ってくるようになるのかというところの検討が足りておりませんので、そちらの検討をして、この5年間の中でそのどのくらいのものがいいのかという細部を詰めて、政策として制度整備を行っていくということになるかと思っております。

あと関係省庁との役割分担ということでございますと、実は総務省とまち・ひと・しごと創生本部の方でも別途検討されていまして、どちらかということと地域代表性とか住民自治とか、そういった分野により特化したのを総務省さんとまち・ひと・しごと創生本部、石破大臣のもとでの有識者会議において検討されておりまして、弊省でやっておりますのは、そういったもののより事業に特化したような、プロジェクトベース型といたしますか、そう

いう事業を行う器としてどのような形でやっていくのか。中では住民が意思決定をする器があって、そこを分離して事業を行う器としていろいろなもの、株式会社を使ったり、三セクのような形になるのかもしれませんが、そういう器としてこちらは使えるものとして、より検討を深めていきたいと思っております。

もともとの背景としまして、そういう地域で行うような事業をより民間活力というのか、企業家精神を活用して、より効率的によいものを作っていくようなビークルがつかれないかというところから出発しているものですから、そういう役割分担で連携をさせていただきながら、検討を深めていきたいと思っております。

安念座長 ほかによろしゅうございますか。今日はどうもありがとうございました。

一言御礼代わりなのですが、本件は前期の答申におけるまちの賑わい創出につながるサービスを行う主体の検討が必要という先ほど申しました問題意識につながるものでして、御説明いただきましたとおり、今後、地域を支えるサービス事業主体に関する整備制度が実施されるとのことですので、本ワーキング・グループとして、これを今期の答申に盛り込んで、お互いに今後の課題としてやっていきたいというように思っております。本日はどうも御多用の中をありがとうございました。